

事務連絡
平成20年6月18日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室長補佐

石綿による疾病の労災保険給付及び特別遺族給付金の決定に係る
事業場調査における留意事項について

標記について、最終石綿ばく露事業場に対して調査を実施するに当たって、下記のとおり、当該事業場における石綿取扱い状況等について併せて確認することとしたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 確認項目

(1) 石綿取扱い期間

最終石綿ばく露事業場の石綿使用開始時期及び石綿使用終了時期を確認すること。

(2) 現在の石綿取扱い状況

最終石綿ばく露事業場の現在（確認時）の石綿取扱い状況を確認すること。

2 確認方法

(1) 上記1の項目については、石綿による疾病の労災保険給付及び特別遺族給付金に係る請求事案について、最終石綿ばく露事業場の調査時に併せて確認すること。

(2) 複数の事業場において石綿ばく露作業への従事が認められる場合には、最終石綿ばく露事業場が確定された後、当該事業場に対して確認すること。

- (3) 確認は、事業場の担当責任者に記載してもらうことを原則とするが、これにより難しい場合は、聴取又は録取により実施することも差し支えない。

4. 確認結果

確認については、別紙「石綿取扱い状況確認票」（以下「確認票」という。）を用いて実施すること。

また、確認票の記入については、次の(1)から(3)によること。

(1) 石綿取扱い期間

最終石綿ばく露事業場の石綿使用開始時期及び石綿使用終了時期を記入する。使用月まで特定できない場合には、「〇〇年頃」と記入すること。

また、使用年月が不明の場合には、「不明」と記入すること。

(2) 現在の石綿取扱い状況

最終石綿ばく露事業場の現在の石綿取扱い状況を記入する。

「2 取扱いあり」の場合には、その内容を以下のアからウの中から選び、記号を○で囲むこと。

なお、アからウに該当しないが、作業によっては石綿を取扱う可能性がある場合には、「2 取扱いあり」ではなく「3 その他」とすること。

ア 禁止が猶予されている製品（ポジティブリスト製品）の取扱い

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条に該当する場合をいう。）

イ 試験研究のための取扱い

（労働安全衛生法第55条ただし書に該当する場合をいう。）

ウ 利用済みで有効性を失った物（廃棄物等）の取扱い

（昭和47年9月18日付け基発第602号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」I法律関係11. 有害物に関する規制（1）第55条関係のイに該当する場合をいう。）

「3 その他」の場合には、ア又はイを選び、記号を○で囲むこと。

なお、イを選択した場合には、（ ）内に具体的な内容を記載すること。

(3) 行政使用欄

ア 行政使用欄①には、支給（不支給）決定を行う局署を記入すること。

イ 行政使用欄②には、決定年月日を記入すること。

5 その他

(1) 確認票は、調査復命書に添付し保管すること。

(2) 本確認は平成20年度以降決定を行う事案について実施すること。

なお、本事務連絡発出前に既に支給決定を行った事案については、事業場に対し電話により確認項目を録取した上、確認票を取りまとめること。

(3) 既に事業場の名称等を公表した労災認定等事業場については、本確認を行う必要はない。

(4) 工場や支店等事業場が廃止されている場合であっても、本社がある場合や別法人に事業が継承されている場合にあつては本確認を要するが、これらに該当しない場合には確認を要しないこと。

なお、事業場廃止の場合であつて、本確認を要しない事案については、確認票の上部に朱書きにて事業場不明と記載した上で、添付し保管すること。

行政 使用 欄	①	局	署
	②	年	月 日

記入(確認)年月日
年 月 日

石綿取扱い状況確認票

- 事業場名、所在地、連絡先及び担当者氏名を記入すること。

事業場名			
所在地			
連絡先		担当者氏名	

1 石綿取扱い期間

該当する番号及び年号を○で囲み、必要事項を記入すること

石綿使用開始時期		石綿使用終了時期	
1	昭和・平成 年 月	1	昭和・平成 年 月
2	不 明	2	不 明

2 現在の石綿取扱い状況

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入すること。

1 取扱いなし

2 取扱いあり(次のアからウに該当する場合のみ)

「取扱いあり」の場合、次のうち該当する記号を○で囲むこと。

ア 禁止が猶予されている製品(ポジティブリスト製品)の取扱い

イ 試験研究のための取扱い

ウ 利用済みで有効性を失った物(廃棄物等)の取扱い

3 その他(上記2の2アからウのいずれにも該当しない場合)

「その他」の場合、次のうち該当する記号を○で囲むこと。

ア 修繕等により取扱う物によっては取扱う場合がある

イ その他

具体的内容 ()

4 事業場廃止

「事業場廃止」の場合、いつ廃止されたか記入すること。

(昭和・平成 年 月 ・ 不明)